

**「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び
「令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」
の運用に係る特例措置について**

国は、令和3年度に実施した公共事業労務費調査及び設計業務委託等給与実態調査に基づき、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）をそれぞれ決定・公表しました。なお、このうち東京都における公共工事設計労務単価は、全職種単純平均で対前年度比約1.9%の上昇となっています。

これを受け、東京都水道局では、技能労働者や技術者の適切な賃金水準が確保されるよう、令和4年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価を用いて予定価格を設定した工事においては受注者が新労務単価に基づく契約に変更するための協議を、旧技術者単価を用いて予定価格を設定した設計等委託においては受託者が新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を、それぞれ発注者に請求することができる特例措置を別紙のとおり定めましたので、お知らせします。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この取組の趣旨を御理解いただき、技能労働者や技術者の適切な賃金水準の確保やそれによる処遇の改善により一層取り組んでいただくようお願いします。

【問合せ先】

水道局経理部契約課

直通 03-5320-6402

第1 措置の概要

第2の1及び2に該当する工事の受注者は、工事請負契約書第52条の規定により、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、また、第2の1に該当する設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ。）の受託者は、設計委託契約書第49条（これ以外の契約書等の場合は、同様の条文）の規定により、「令和3年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を「令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、それぞれ都に対して請求することができるものとする。

第2 具体的な取扱い

- 1 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの

次の方式により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手続が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

- 2 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないもの

「賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）の運用について（暫定版）」の内容を準用する。

- 3 令和4年2月28日以前に契約を締結した設計等委託
本措置の対象外とする。

第3 請求期限

第2の1による契約金額の変更協議の請求期限については、工期末が令和3年度内の工事又は設計等委託の場合は工期末の15日前（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。）までを原則とし、それ以外の工事又は設計等委託の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。